

反 訴 状

令和3年8月18日

福岡地方裁判所 第6民事部 3C係御中

反訴原告（本訴被告） 平山 久雄

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

慰謝料等請求反訴事件

訴訟物の価額 金94万円

貼用印紙額 金 円

本訴の事件番号 令和3年（ワ）第1330号

第1 請求の趣旨

1 反訴被告は、反訴原告に対し、金94万円、及びこれに対する令和3年4月5日から支払い済みまで、年3パーセントの割合による金員を支払え

2 訴訟費用は反訴被告の負担とする

との判決並びに仮執行宣言を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

(1) 反訴被告（本訴原告）

反訴被告は、主に不動産業を営む株式会社である。

訴状によれば、「寝具及び装身具の卸、販売等」とあるが、既に、かかる事業は、閉鎖されているはずであり、訴状に疑念がある。

(2) 反訴原告（本訴被告）

反訴原告は、平成31年4月25日附、反訴被告との間で雇用契約は交わした被用者である。使用者である反訴被告との間で、

ア 月額給与 37万円＋歩合給

イ 勤務時間 午前8時30分から午後7時00分

ウ 勤務内容 不動産売買の営業

エ 雇用態様 正社員

等の内容で、雇用開始された。

2 事案の概要

(1) 反訴被告による杜撰な提訴（本訴）

反訴被告は、令和3年4月5日附、反訴原告に対し、訴状を提起した。しかるに、その内容は、あまりにも陳腐で杜撰な内容であり、棄却は免れないものであって、応訴を強いられた反訴原告は、かかる精神的苦痛等を受けた。

(2) 本訴自体の不法行為性

以上のとおり、反訴被告による訴状は、不法行為性（民法70

9条)を構成するもので、反訴原告は、その精神的損害を受けた。

(民法710条)

(3) 反訴原告の請求

よって、本件は、反訴被告が反訴原告に対し、金80万円(民法710条に基づく慰謝料)、及び、来福交通費[新幹線/新大阪～博多]の1往復7万円×2の14万円の実損害(民法709条)の支払い、並びに、これに対する令和3年4月5日附(不法行為に着手した日)から支払い済みまで、年3パーセントの割合による金員の支払いを求める次第である。

3 結語

このような経緯で、反訴原告は反訴被告に対し、本件反訴提起に及んだ次第である。裁判所におかれては、すみやかに請求の趣旨記載の反訴原告請求について認容されたい。

以上

証 拠 方 法

なし

添 附 資 料

- | | |
|-----------|-----|
| 1 反訴状副本 | 1 通 |
| 2 商業登記簿謄本 | 1 通 |

(別紙)

当 事 者 目 録

〒 5 8 1 - 0 8 5 3

大阪府八尾市楽音寺6丁目65番

上田マンション302号

反訴原告（本訴被告） 平山 久雄

（送達場所）同上

（連絡先）電話090-3730-●●●●●●

〒 ●●●● - ●●●●●●

福岡県福岡市中央区●町●丁目●番●号

反訴被告（本訴原告） 株式会社●●●●●●●●

同代表者代表取締役 ●● ●●

（送達場所）同上